

◎新潟県告示第367号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和3管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 くろまぐろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	52.725トン

2 くろまぐろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	84.170トン

3 するめいか

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県するめいか漁業	現行水準

4 すけとうだら日本海北部系群

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
新潟県すけとうだら漁業	現行水準